

忠岡町一般廃棄物処理基本計画等策定業務
仕 様 書

令和4年4月

忠岡町 住民部 生活環境課

目次

第1章 共通仕様書	
第1節 総則	
1 業務の目的.....	3
2 業務名称.....	3
3 業務期間.....	3
第2節 一般事項	
1 適用範囲.....	3
2 関係法令及び規則、基準等.....	3
3 監理技術者・主任技術者.....	3
4 提出書類.....	3
5 業務の実施.....	3
6 資料の貸与.....	4
7 再委託.....	4
8 関係官庁への手続き等.....	4
9 廃棄物減量等推進審議会及び同専門部会の開催支援.....	4
10 意見聴取支援.....	4
11 成果品の提出.....	4
12 検査.....	4
13 契約変更.....	4
14 守秘義務.....	4
15 業務完了後の補正等.....	5
16 個人情報保護.....	5
17 成果品.....	5
(別記) 個人情報取扱特記事項.....	6
第2章 特記仕様書	
第1節 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	
1 地域概要及び将来構想の調査.....	7
2 ごみ処理の現状調査と評価.....	7
3 基本フレームの検討.....	9
4 ごみ減量化・再生利用促進方策の検討.....	9
5 ごみ処理基本計画の立案.....	10
6 施策の実現スケジュールの検討.....	10
第2節 生活排水処理基本計画	
1 計画策定の基本的な考え方の整理.....	11
2 生活排水処理に関する基礎資料等の収集・整理.....	11
3 現行生活排水処理の問題点及び検討すべき事項の抽出.....	12
4 生活排水処理基本計画の策定.....	12
第3節 廃棄物処理基礎調査	
1 ごみ処理システムの調査.....	13
2 一般廃棄物中継施設等整備計画.....	14

第1章 共通仕様書

第1節 総 則

1. 業務の目的

本業務は、忠岡町（以下「本町」という。）における一般廃棄物処理事業方式の調査、提案及び評価を行い、ごみ処理システムの設定に必要な支援を行う。あわせて、平成29年3月に策定した忠岡町一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）の改定を行うことを目的とする。

2. 業務名称

忠岡町一般廃棄物処理基本計画等策定業務

3. 業務期間

契約締結の日から令和5年3月30日まで

第2節 一般事項

1. 適用範囲

本仕様書は、忠岡町一般廃棄物処理基本計画等策定業務(以下「本業務」という。)に適用する。本仕様書に疑義が生じたときは、協議の上、本業務遂行に支障のないよう努めるものとする。

2. 関係法令及び規則、基準等

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法令・省令・規則・細則・通知・通達・条例等を遵守するものとする。

3. 管理技術者・主任技術者

受託者は、本業務における管理技術者及び主任技術者を定め、本町へ届け出るものとする。

管理技術者は、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとし、主任技術者は業務を円滑に実施できるよう管理技術者を補佐するものとする。

4. 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に当たって、本町の契約約款に定める書類を提出しなければならない。

(1) 業務着手届 (2) 管理技術者・主任技術者届 (3) 工程表 (4) 業務完了届 (5) その他

5. 業務の実施

受託者は、本業務の実施に当たり本町と十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで実施するものとする。また、本業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と本町担当者は常に連絡をとり、本業務の方針及び条件等の疑義を正し、その内容については、相互に確認しなければならない。

6. 資料の貸与

本町は、業務の実施に必要となる図書及び関係資料等を受託者に貸与するものとする。受託者は、資料の破損、滅失及び盗難等の事故のないよう取扱い、使用後は速やかに返却すること。

7. 再委託

受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、本業務の一部を第三者に再委託するときは、予め本町に書面により報告し、本町の承認を得ること。

8. 関係官庁への手続き等

受託者は、本町が行う関係官庁等への手続きに協力するものとする。また、関係する官公庁との協議を必要とする場合、または協議を求められた場合、協力するものとする。

9. 廃棄物減量等推進審議会及び同専門部会の開催支援

審議会の開催にあたり必要な資料作成等の支援を行うものとする。

10. 意見聴取支援

関係行政庁や学識経験者に対し計画策定に係る意見を聴取するにあたり、必要な支援を行うものとする。

11. 成果品の提出

受託者は、本業務が完了したときは、仕様書に示す成果品を提出し検査を受けるものとする。なお、本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものであり、受注者は本業務の過程及び結果から知り得た情報について、発注者の許可なく公表してはならない。

12. 検査

受託者は、本町立ち会いのもと、成果品及び業務等管理状況の検査を受けなければならない。なお、検査の結果及び成果品納品後に不備及び誤りが発見された場合、受託者は速やかに修補を行わなければならない。

13. 契約変更

本町は、以下に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 委託料に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 本町と受託者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合

14. 守秘義務

受託者は、本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本町の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏をしてはならない。

15. 業務完了後の補正等

業務完了後に、受託者の責めに帰する事由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。

16. 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施にあたっては、忠岡町個人情報保護条例（平成 11 年 4 月 1 日条例第 9 号）を遵守し、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。なお、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

17. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

	区 分	仕 様	部 数
1	一般廃棄物処理基本計画（本編）	A4 版 レザック巻製本	30 部
2	一般廃棄物処理基本計画（概要）	A4 版 簡易製本	100 部
3	電子媒体	CD-R	一式

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 この契約により、忠岡町（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管および搬送)

第3 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第10 受注者は、前第1から第9に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第2章 特記仕様書

第1節 一般廃棄物処理基本計画

本町がごみ処理を行うにあたり、令和4年4月に策定した忠岡町一般廃棄物処理基本構想（以下「基本構想」という。）を基本に、課題や問題点を十分調査し、中・長期的なごみ処理を円滑に実施するため、基本計画の改定を行うものとする。

1. 地域概要及び将来構想の調査

以下の事項について、行政資料等を収集・整理し、地域の特性を把握する。

(1) 社会環境の把握

人口動態・分布、市街地・集落の動向、産業構造及び動向、歴史・文化、交通等。

(2) 自然環境の把握

位置、地勢、気象、水象等。

(3) 土地利用状況の把握

都市計画に係る土地利用・規制状況、及び土地利用実態。

(4) 開発・将来計画の把握

長期総合計画、土地利用計画等の上位計画から、計画対象地域の開発・将来計画。

2. ごみ処理の現状調査と評価

本町のごみ処理・処分等の現況について既存資料の収集及びヒアリングを実施し、ごみ処理の実態を把握・整理・評価する。

(1) ごみ処理体系の概要

本町の廃棄物処理事業の経緯についてまとめ、ごみの収集・運搬、中間処理、資源化、最終処分等の状況及びその内容を明らかにする。

(2) ごみの性状及び発生量

ごみの性状及び発生量について過去5年間以上のデータを把握する。

① 可燃ごみ

② 不燃ごみ

③ 資源ごみ

④ 粗大ごみ

⑤ 特別管理一般廃棄物

⑥ 直接搬入ごみ及び事業系一般廃棄物

⑦ その他

(3) ごみの減量化・再資源化の現況

以下の項目について調査し、ごみの減量化・再資源化の特徴及び傾向を把握する。

① 分別収集の現況

② 資源回収の状況（自治体、住民）

③ 自家処理の現況

④ 排出抑制、減量化、資源化施策の現状と実績

⑤ その他

(4) 収集運搬の現況

ごみの収集、運搬に係る状況及び運営・管理体制について把握・整理する。

- ① 分別区分、収集頻度
- ② 収集ルート
- ③ 収集運搬実績
- ④ 運営・管理体制
- ⑤ その他

(5) 中間処理（資源化含む）の現況

ごみの中間処理に係る現況、運営・維持管理体制等について、把握・整理する。

- ① 既存施設の概要
- ② 処理実績（年、月別、月変動係数等）
- ③ 維持・管理体制
- ④ その他（補修費実績、排ガス定期検査状況等）

(6) 最終処分の現況

ごみの最終処分等に係る現況、運営・維持管理体制等について把握・整理する。

- ① 既存施設の概要
- ② 処分実績
- ③ 維持・管理体制（補修費実績、水質定期検査状況等）
- ④ その他

(7) 国の動向

環境省の廃棄物処理行政に係る動向を調査・把握し、計画策定の基礎資料とする。

(8) 関係法令等の状況

廃棄物処理に関する条例，都市計画関連法令，環境保全関連法令，地域開発計画，環境基本計画等について、把握・整理する。

(9) 一般廃棄物処理システムの評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成 25 年 4 月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」に基づき、現状の一般廃棄物処理システムの評価を行うものとする。

(10) 現状評価と問題点の抽出

以上の調査より、廃棄物処理事業の現状分析及び問題点を整理し、改善課題を抽出する。

- ① 減量化・再資源化について
- ② 収集・運搬について
- ③ 中間処理について
- ④ 最終処分について
- ⑤ 処理コストについて
- ⑥ その他

3. 基本フレームの検討

ごみ処理の現状調査と評価を踏まえ、中・長期的な基本方針の策定及び計画目標年度の設定並びに基本フレームの検討等を行うものとする。

(1) 基本方針

循環型社会構造を構築することを基本理念とし、基本方針を策定する。

(2) 計画目標年以下の設定

計画策定時からの中間目標年以下及び計画目標年以下を設定する。

(3) 目標年以下における基本フレーム

ごみ処理基本計画策定のために必要となる基本フレームについて検討する。

① 将来人口の推計

過去の人口推移をもとに、社会・産業の動向、開発・将来計画等を考慮し、構成市町の将来人口及び計画収集人口を推計する。

② 市街地開発等の動向

開発計画等をもとに、人口の推計に影響を及ぼす可能性のある人口分布の変動等を調査し推測する。

③ 事業活動等の将来予測

事業系ごみについては従業員数や事業所数の推移や経済状況の変化を踏まえ将来推計を実施する。

④ ごみ排出量の予測

現況調査及び基本フレームにより、廃棄物処理体系を現状維持した場合の目標年以下における各種ごみ排出量について予測する。

⑤ 減量及び再資源化目標値の設定

計画目標年以下における減量化、再資源化目標値について、ごみの発生量及び処理量の予測・見込みに基づき、ごみの種類別に設定する。

⑥ 排出抑制・資源化等減量化対策のケーススタディ

ごみ排出量の予測資料に基づき、本町として推進する排出抑制・資源化等の減量化対策について検討する。排出抑制、再資源化等の減量化対策を実施した場合のごみ発生量及び処理量の見込みについて、対策実施のケースを複数例想定し、各ケースの発生量及び処理量についてごみの種類別に推計する。

4. ごみ減量化・再生利用促進方策の検討

本町の廃棄物処理体系を踏まえて、3Rを基本としたごみ減量化を促進していくために必要となる方策について検討する。なお、方策は住民、事業者及び本町それぞれが実施すべき事項を定めること。

(1) 廃棄物の3Rの総合的な推進についての基本施策の検討

廃棄物の3R推進のための有料化施策、環境教育、普及啓発活動、再利用推進等の基本施策について検討する。

① 有料化施策及び収集体制の再検討

② 環境教育、普及啓発活動

③ NPOとの協働

④ その他施策

5. ごみ処理基本計画の立案

前項の基本フレーム及びごみ減量化施策をベースとしてごみ処理基本計画を推進するために必要となる資源化、分別・収集・運搬、中間処理、最終処分計画等のごみ処理計画を立案する。

(1) 減量化・再資源化計画（廃棄物処理の5 R推進のために）

本町、住民及び事業者について、減量化目標値を基に、ごみ排出抑制・再生利用のための講ずべき方策を、地域の実情を考慮しつつ定めるものとする。

- ① 発生抑制、環境教育、普及啓発活動
- ② 有料化施策
- ③ 家庭系ごみの減量化対策
- ④ 事業系ごみの減量化対策
- ⑤ 集団回収の促進
- ⑥ 個別の資源化（コンポスト等）促進
- ⑦ リサイクルの促進
- ⑧ 容器包装プラスチックの資源化促進
- ⑨ その他

(2) 分別・収集・運搬計画

地域特性及び再資源化、分別等を考慮した分別・収集・運搬計画を策定する。

- ① 収集・運搬計画に関する基本方針
- ② 分別区分及び対象ごみ
- ③ 計画収集運搬量及び収集・運搬主体
- ④ 収集運搬方式
- ⑤ 資源化（再生）ルート
- ⑥ その他

(3) 中間処理計画（再生を含む）

本施設の特徴及び課題・問題点を十分に把握し考慮した中間処理計画を策定する。

- ① 中間処理に関する基本方針
- ② 中間処理対象ごみ及び計画処理量
- ③ 中間処理方法
- ④ 施設の概要

(4) 最終処分計画

- ① 最終処分に関する基本方針
- ② 最終処分の方法及び量
- ③ その他

(5) その他必要事項

6. 施策の実現スケジュールの検討

基本計画で位置づけられた各施策について、概ね5年の計画期間における実施スケジュールを検討する。

第2節 生活排水処理基本計画

本町が、長期的・総合的視点に立って、生活排水の適正な処理を図るための基本方針及び必要な基本事項を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項及び環境省（旧厚生省）の生活排水処理基本計画策定指針と整合を図りつつ、定めるものとする。

1. 計画策定の基本的な考え方の整理

以下に示す項目を検討、整理し、本計画の前提条件などの基本的な考え方について整理する。

- (1) 計画策定の背景
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画の構成及び策定手順
- (4) 計画の目標年度

2. 生活排水処理に関する基礎資料等の収集・整理

生活排水処理基本計画策定指針に準じ、以下の項目について本町の現状特性を整理する。

(1) 計画地域の基礎的事項

基礎的情報として以下の項目について整理・把握する。

- ① 位置及び沿革
- ② 地理的・地形的特性
- ③ 気候的特性
- ④ 人口・世帯数の動向
- ⑤ 産業の動向
- ⑥ 土地利用の状況
- ⑦ 水環境・水質保全に関する状況

(2) 生活排水の排出の状況

既存資料により本町における生活排水の排出状況を以下の項目に沿って整理する。

- ① 生活排水処理の体系
- ② 生活排水の処理形態別人口

下水道処理区域、合併浄化槽処理区域、コミュニティプラント処理区域及びその他の処理区域等に分類する。

- ③ し尿及び浄化槽汚泥量
- ④ 生活排水の原単位と水質

(3) 生活排水処理の状況

既存資料により本町の排水処理の状況を以下の項目に沿って整理する。

① し尿処理施設

処理状況、処理方式、処理能力、収集・運搬、処理フロー、最終処分・汚泥再処理等

② 下水道

普及進捗状況、処理状況、処理方式、処理能力、及び最終処分・汚泥再利用等

(4) 生活排水処理に係る関係法令等

本町の生活排水処理に関する条例・要綱等を整理するとともに、国・府等の関係法令、通達、施策等の動向を把握、整理する。

3. 現行生活排水処理の問題点及び検討すべき事項の抽出

本町における生活排水処理に関する課題を抽出し、評価・検討方向を提示する。

- (1) 地域特性から見た考慮すべき事項
- (2) 経済的要因
- (3) 社会的要因
- (4) 将来見通し
- (5) 生活排水処理システムに関する事項
し尿・浄化槽汚泥処理及び生活雑排水処理対策

4. 生活排水処理基本計画の策定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項の規定に従い、以下の項目について定める。

(1) 生活排水処理の基本方針

本町の生活排水処理に関する課題や場関連法令等を踏まえ、以下の事項について検討、整理すること。

- ① 生活排水に対する基本理念
- ② 生活排水処理の基本方針
- ③ 計画目標年以下

(2) 生活排水の排出量及び処理量の見込み

処理形態別人口の推計、社会情勢の動向をもとに以下の項目について設定する。

- ① 人口フレーム
- ② 処理形態別人口の見込み
- ③ 1人1日平均排出量の見込み

(3) 生活排水の処理主体

生活排水を適正に処理するための処理主体についてまとめる。

(4) 生活排水の処理計画

生活排水の処理に当たって、以下の項目について検討し整理する。

- ① 処理の目標
- ② 生活排水を処理する区域及び人口
- ③ 汚泥再生処理センターまたはその他施設整備計画の概要

(5) し尿・汚泥の処理計画

し尿・汚泥の処理に当たって、以下の事項について検討し整理する。

- ① 収集・運搬計画
- ② 中間処理計画
- ③ 最終処分計画

(6) その他

本計画を円滑かつ効果的に進めていくために、以下の項目について検討する。

- ① 住民に対する広報・啓発活動
- ② 地域に関する諸計画との関係
- ③ 行政組織

第3節 廃棄物処理基礎調査

令和6年4月1日以降のごみ処理方式について、基本構想をベースとして詳細調査を行う。

調査の具体的内容については、以下の項目に基づく本プロポーザルの提案内容を、本町と協議の上取りまとめていくものとする。

1. ごみ処理方式の調査

以下の項目について、調査・検討を行い、その結果を踏まえケーススタディを実施し、取りまとめを行うものとする。

(1) 現有施設での処理継続

- ① 改修履歴の把握
- ② クリーンセンター費の把握
- ③ ごみ処理経費の想定

(2) 近隣の広域処理組合に委託（将来一部事務組合加入を想定）

- ① 課題の把握
- ② ごみ搬入先変更に伴う収集運搬費の調査
- ③ ごみ処理経費の想定

(3) 民間委託（将来公民連携 PPP/ PFI に移行）

- ① 事業方式の調査及び提案
- ② 中継施設及び資源ごみストックヤード
 - ・基本条件の整理
 - ・公害防止基準の確認
 - ・整備計画及び費用積算
- ③ 一般廃棄物委託処理事業
 - ・処理単価（kg 単価）及び運搬単価（t 単価）
 - ・その他必要事項

2. ごみ処理方式に関する比較・検討

以下の事項について比較・検討を行い、本町における今後のごみ処理が最も円滑に実施することが可能と判断される事業ケースを取りまとめるものとする。

- ① 経済性比較
- ② メリット・デメリット比較
- ③ 事業スケジュール比較
- ④ その他必要事項

3. 現施設解体撤去事業

- ① 解体撤去概算工事費の試算
- ② 土壌汚染対策法関連の整理
- ③ その他必要事項